

小規模火力発電等の望ましい自主的な環境アセスメント実務集（案）に関するご意見と考え方

I パブリックコメントの結果概要

- (1) パブリックコメントの期間：平成 29 年 1 月 13 日（金）～2 月 3 日（金）
- (2) 提出者人数：21 人・団体
- (3) 意見総数：114 件

II 提出された意見の要旨及び意見に対する考え方

全般的事項、1. 実務集の概要（p. 1～15）

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
1	—	小規模であろうと大規模であろうと、住民の健康や安全に影響を及ぼす可能性がある火力発電所の建設に当たっては、環境アセスメントの実施を法的に定めていくべき。企業の自主性に任せたならば環境より企業利益が優先される。	<p>小規模なものを含めた火力発電の温暖化対策については、平成 28 年 2 月に環境大臣・経済産業大臣が合意し、電力業界による自主的枠組みの目標達成に向けた取組を促すため、省エネ法・高度化法等に基づく政策的対応を行うことにより、電力業界全体の取組の実効性を確保していくこととされています。このようなことを踏まえ、早急な対応として、自主的な環境アセスメントを通じた適切な環境配慮と関係者との情報交流を促すため、実務集を作成しています。</p> <p>引き続き、小規模火力発電等の計画状況や自主的な環境アセスメントの実施状況を把握するとともに、温暖化対策に関する毎年度の進捗状況の評価を踏まえ、今後の動向を見定めながら、必要に応じた施策の見直し等について検討していきます。</p>
2	—	「事業者にとっての義務や要件ではなく、何らかの拘束力を有するものではありません。」とあるが、事業者に義務づけをすることが必要。	
3	—	意見：火力発電については「第 3 種」のような特定の枠を法令で設けるべき。 理由：火力発電は、アセス法対象の他の事業に比べても、また地球温暖化防止の観点からも、環境負荷の高いものである。電力自由化の流れの中で、今日のように対象外となる火力発電が林立する事態を想定できていなかったことが政府としての落ち度である。環境影響評価法において、実務集案で「小規模」といっているものを、制度の下に位置付けられるようにすべき。	
4	—	電力自由化により様々な事業者が参入してきており、事業者がわざわざ拘束力を有しない本実務集に従い、不要なコストを払い自主アセスを行うことは有り得ない。法による規制が必要。	

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
5	—	<p>現在、国内各地で 11.25 万 kW 以下の石炭火力発電所の新規建設計画が急増し、「アセス逃れ」で周辺への環境影響評価を行わず、また地域住民とのリスクコミュニケーションも行わないままに事業を推進しているということが問題となっている。これらの事業の大半は、効率の悪い設備で SOx や NOx の排出濃度も高く、周辺環境への影響、子どもや喘息患者などにとってもどれだけのリスクがあるのか懸念される計画が多い。それにもかかわらず、環境アセスメント法の対象規模以下であるために、建設計画の情報が住民に何も知らされないままに建設が始まっている。こうした問題を背景として、小規模火力発電の環境アセスメントについての議論がスタートしているはずで、当初の委員会の中では法的対象とする必要性も論じられたものの、結果的に事業者側の委員の強い反対によって「実務集」という形で法的拘束力のないものになったこと自体が問題である。</p>	<p>小規模なものを含めた火力発電の温暖化対策については、平成 28 年 2 月に環境大臣・経済産業大臣が合意し、電力業界による自主的枠組みの目標達成に向けた取組を促すため、省エネ法・高度化法等に基づく政策的対応を行うことにより、電力業界全体の取組の実効性を確保していくこととされています。このようなことを踏まえ、早急な対応として、自主的な環境アセスメントを通じた適切な環境配慮と関係者との情報交流を促すため、実務集を作成しています。</p> <p>引き続き、小規模火力発電等の計画状況や自主的な環境アセスメントの実施状況を把握するとともに、温暖化対策に関する毎年度の進捗状況の評価を踏まえ、今後の動向を見定めながら、必要に応じて施策の見直し等について検討していきます。</p>
6	—	<p>環境影響評価法に規定する第二種事業以上の規模で燃料転換を行う事業に関しては、小規模火力発電（112.5MW 未満）よりもはるかに排出ガス量も多く環境負荷が過大です。そのため、環境影響評価法を改正した上で法アセス対象とする、あるいは、環境影響評価法に準じたアセスメントを行うべき。</p>	<p>燃料転換については、出力規模は法対象規模と同等に大きく、発電設備の新設を伴い着工前に燃料の種類を変更した場合には、環境影響評価法に基づく環境アセスメントを再実施する必要があること等を踏まえて、本実務集では、小規模火力発電における手順に加え、環境影響評価法等を参考に、方法書相当の手順を実施すること等を示しています。</p>
7	—	<p>小規模火力発電所の立地環境（住居地域からどの程度離れているか）、煙突高さ、燃料種、排ガス処理方式などによっては、周辺地域の環境に影響を及ぼしたり、地域住民から苦情等が寄せられるおそれがあることから、是非とも事業者には自主的に環境アセスメントを実施していただきたい。そのためにも本実務集の作成は大変意義があり、今後、自主的な環境アセスメントを促すために、国において積極的に関係者（行政機関、業界団体・事業者、市民等）に対して、本実務集の周知を図ることが必要である。</p>	<p>ご意見については、今後の自主的な環境アセスメントの普及に当たって、参考とさせていただきます。</p>

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
8	—	<p>このガイドラインを有効に活用するためには、実務集の存在を広く知り渡らせること、および、事業者が採用し易くすることである。広く知らせる方法としては、何度も説明会等を地道に繰り返し、繰り返し実施するしかない。具体的には、事業が実施される可能性が高い自治体における数次に亘る事業者・自治体およびコンサルを対象とした説明会、および、設備メーカーに対する説明会が考えられる。</p> <p>事業者が採用し易くする方法としては、費用・期間、住民対策、アセスに関する理解不足に対する対策である。</p>	<p>本実務集は、環境アセスメントに要する時間やコスト、住民理解の促進、環境アセスメントへの理解促進等も考慮しながら取りまとめを行っています。ご意見も参考にしながら、今後の自主的な環境アセスメントの普及を図っていきます。</p>
9	表紙裏, 5	<p>“事業者にとっての義務や要件ではなく、何らかの拘束力を有するものではありません”の修正</p> <p>“小規模火力発電等の事業者による自主的な環境配慮の取組を促していく必要性”“小規模火力発電等に係る適切な環境配慮や住民理解等を促進する観点から、…小規模火力発電等の望ましい自主的な環境アセスメントの在り方等を紹介”「1.2 小規模火力発電等における環境配慮の必要性」の表現内容、「1.4 自主的な環境アセスメントの意義と効果」で“CSRに関する取組を社会的にアピールする”と述べている点等を踏まえると、前向きな表現へ見直しすべき。</p>	<p>本実務集は、小規模火力発電等における適切な環境配慮と住民理解等の促進を目的として、自主的な環境アセスメントの実施を促すものです。検討会でのご議論も踏まえ、小規模火力発電等を行う事業者が安心して自主的な環境アセスメントに取り組めるよう、本実務集において入念的に、「事業者にとっての義務や要件ではなく、何らかの拘束力を有するものではない」旨を確認しておくことは有効だと考えますが、本実務集の背景や目的に照らすと、小規模火力発電等を行う事業者が、これを活用して自主的な環境アセスメントに積極的に取り組み、適切な環境配慮と住民理解等に努めることが期待されるものです。</p>
10	表紙裏	<p>「本実務集は、小規模火力発電等に係る事業者等関係者が環境保全の意義と必要性を共有し、積極的に より良い環境配慮を行うための具体的な方法を紹介したものであり、事業者にとっての義務や要件ではなく、何らかの拘束力を有するものではありません。」と書かれているが、「事業者にとっての義務や要件ではなく、何らかの拘束力を有するものではない」などという記載は削除すべき。現在、地域によっては小規模火力発電所の建設計画をしている事業者に対して住民が要求しているにもかかわらず、一切対応を拒否するようなケースもあり、問題。こうした実態に対して事業者に逃げ道をつくるような記述は避けるべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、表紙裏に、「小規模火力発電等を行う事業者は、本実務集を積極的に活用して、適切な環境配慮と住民理解等に努めることが期待されます。」と追記します。</p>

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
11	表紙裏, 5	<p>「本実務集は、小規模火力発電等に係る事業者等関係者が環境保全の意義と必要性を共有し、積極的により良い環境配慮を行うための具体的な方法を紹介したものであり、事業者にとっての義務や要件ではなく、何らかの拘束力を有するものではありません。」は、このガイドラインに事業者は従う必要はありません、また、このガイドラインに由来するいかなる要求も受け付ける必要はない、と考える。それでよいか。</p>	
12	表紙裏, 5	<p>[該当箇所]表紙裏</p> <p>「本実務集は、小規模火力発電等に係る事業者等関係者が環境保全の意義と必要性を共有し、積極的により良い環境配慮を行うための具体的な方法を紹介したものであり、事業者にとっての義務や要件ではなく、何らかの拘束力を有するものではありません。」</p> <p>p. 5 1.3 本実務集の対象と目的</p> <p>「なお、本実務集は、小規模火力発電等に係る事業者等関係者が環境保全の意義と必要性を共有し、積極的により良い環境配慮を行うための具体的な方法を紹介したものであり、事業者にとっての義務や要件ではなく、何らかの拘束力を有するものではありません。」</p> <p>[意見]</p> <p>事業者が本実務集に定める方法に則した形で環境アセスメントを実行しない事例があることを理由に、環境省あるいは地方公共団体が、拘束力のあるガイドライン等を策定し、事業者に実行を求めることはしないと明記すべき。</p> <p>[理由]</p> <p>本実務集は、事業者が「積極的により良い環境配慮を行うための方法を紹介したもの」との趣旨で策定されており、望ましい事例としての位置づけである。こうした当初の趣旨にも拘わらず、本実務集に定める方法での環境アセスメントを実行しないことを理由に、拘束力あるガイドライン等を策定するとすると、本実務集は、実質的に事業者にとっての義務あるいは要件となってしまうため。</p>	<p>本実務集は、小規模火力発電等における適切な環境配慮と住民理解等の促進を目的として、自主的な環境アセスメントの実施を促すものです。検討会でのご議論も踏まえ、小規模火力発電等を行う事業者が安心して自主的な環境アセスメントに取り組めるよう、本実務集において入念的に、「事業者にとっての義務や要件ではなく、何らかの拘束力を有するものではない」旨を確認しておくことは有効だと考えますが、本実務集の背景や目的に照らすと、小規模火力発電等を行う事業者が、これを活用して自主的な環境アセスメントに積極的に取り組み、適切な環境配慮と住民理解等に努めることが期待されるものです。</p> <p>ご意見を踏まえ、表紙裏に、「小規模火力発電等を行う事業者は、本実務集を積極的に活用して、適切な環境配慮と住民理解等に努めることが期待されます。」と追記します。</p>

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
13	表紙裏, 5	<p>本実務集の目的にある「本実務集は、小規模火力発電等に係る事業者等関係者が環境保全の意義と必要性を共有し、積極的により良い環境保全を行うための具体的な方法を紹介したものであり、事業者にとっての義務や要件ではなく、何らかの拘束力を有するものではありません」と整理いただいた。</p> <p>今後、地方自治体において、本実務集があたかも基準や規制の様な扱いを受けることのないよう、本実務集の位置付けを明確化したうえで周知等を行っていただきたい。</p>	
14	表紙裏, 5	<p>この実務集は事業者が自主的な環境配慮の取組みを検討する際の、または地方公共団体が小規模火力発電事業者等から助言を求められた際の参考となるものとして取りまとめられ、義務や要件ではなく、拘束力を有するものではないことを繰り返し記載いただいています。一方、この実務集が貴省から正式な形で発行された後の、実際の運用を想定した場合、例えば地方公共団体から小規模火力発電事業者に対して本実務集に記載された通りの対応を強く求める、といった事態が発生するおそれもあります。</p> <p>つきましては、本実務集を正式発行される際には、貴省から各地方公共団体に対して、この実務集はあくまで参考となるものであって、義務や要件ではなく、拘束力を有するものではないことを、周知徹底していただきますようお願い致します。</p>	<p>今後、ご意見にも留意して、自主的な環境アセスメントの普及を図っていきます。</p>
15	表紙裏, 5	<p>本実務集を地方公共団体に送付する際の送付文や、環境省等のHPに掲載する際の説明文などにおいて、「義務や要件ではなく、何らかの拘束力を有するものではない」ことが前提であることを改めて周知して頂きたい。</p>	
16	表紙裏	<p>『地方公共団体が発電事業者等から助言を求められた際の参考となるよう自主的な環境アセスメントの在り方等を取りまとめたものです。』</p> <p>あくまで助成的行政指導に限られると解釈してよいか。</p> <p>また、当然に行政手続法第32～36条の制限下に行われると解釈してよいか。</p> <p>また、地方公共団体に対し行政指導指針の作成を^{しょうよう}懲^{しょうよう}憑するべきではないのか。</p>	<p>行政手続法（平成5年法律第88号）において定義されている「行政指導」には、相手方が提示する情報の範囲において一定の解決方法を提示することや、制度の仕組みの紹介等を行うものであって、その範囲において行われる、いわゆる相談業務は含まれないとされています。本実務集は、このような「行政指導」に含まれない業務において参考とされる場合も多いと想定しています。また、地方公共団体において、行政指導の参考とされる場合には、行政手続法等に基づき適切に運用されることが必要であると考えます。</p>

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
17	—	<p>末文に、事業者の自由な経済活動を萎縮させないよう、行政手続法 32 条の内容（行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。）を記載しておくべきではないか。</p>	<p>ご意見については、今後の自主的な環境アセスメントの周知に当たって、参考とさせていただきます。</p>
18	—	<p>『本実務集は、小規模火力発電等に係る事業者等関係者が環境保全の意義と必要性を共有し、積極的により良い環境配慮を行うための具体的な方法を紹介したものであり、事業者にとっての義務や要件ではなく、何らかの拘束力を有するものではありません。』 にもかかわらず、環境省の考え方を本文に掲載して、事例を参考として掲載しているため、主従が逆ではないか。</p>	<p>本実務集は、小規模火力発電等の実態（具体的な事例等）を踏まえて、検討会でのご議論を経て、自主的な環境アセスメントの在り方等を紹介したものです。その一環として、関係者の理解促進等の参考となるよう、具体的な事例についてもコラム等として取り上げています。</p>
19	—	<p>意見：「小規模」をやめて、「法令の対象とならない」に差し替えるべき。 理由：「小規模」とすることで、何か環境負荷が大きくないかのような印象を与える。しかし、実務集案にも示唆されているように、環境効率は高くない場合が多い。また、小規模であるほど地域住民にとって近接するがゆえのインパクトが大きい場合も考えられる。あくまでも、火力発電における「自主アセス」の実務であることを主眼として、「小規模」という表現はやめるべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、本実務集の冒頭である表紙裏において、「小規模火力発電等（環境影響評価法の規模要件である 11.25 万 kW を下回る程度の火力発電等）」と追記します。</p>
20	—	<p>全般的に主語が省かれているため、特に「～は重要です。」は誰にとって重要なのかははっきりしない。</p>	<p>本実務集は、小規模火力発電等を行う事業者が主体的に行う自主的な環境アセスメントについて記載したものであり、原則として小規模火力発電等を行う事業者が主語です。なお、「重要です」という表現は、小規模火力発電等を行う事業者のほか、火力発電に関する住民理解の促進等の観点から、住民等にとっても重要な点を表しています。</p>

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
21	—	<p>費用・期間については、調査内容にメリハリをつけることで、必ずしも法対象アセスほどの内容を実施する必要が無いことを強くアピールすることである。手続きプロセスについても大幅な簡略化と重点化ができることを明確に述べるべきである。</p>	<p>手順については、環境影響評価法や環境影響評価条例における基本的な手続を示した上で、小規模火力発電等の事業特性を踏まえたメリハリのある手順を示しています。具体的には、小規模火力発電については、説明会や縦覧・公表の周知の方法について地域の状況に応じて判断することや、事業や地域の状況に応じ方法書に準じた図書を公表することなど、燃料転換については、コミュニケーションの仕組みが既にある場合には、それを尊重することなど、環境アセスメント実施後長期間未着工の火力発電所については、状況に応じて方法書相当の手続又は準備書相当の手続から実施することが想定されることなどを示しています。</p>
22	2	<p>「ばいじん」という表記はあるが、昨今 PM2.5 濃度が大気環境問題で取り上げられることが多いので、「浮遊粒子状物質」を記載するとともに、PM2.5 についても取り上げることが望ましい。</p>	<p>排出ガスに含まれるばいじんは、浮遊粒子状物質、PM2.5 の原因物質であり、ばいじんに関する記載には浮遊粒子状物質や PM2.5 も含まれます。</p>
23	2	<p>図 1.2-1 について、○は法アセス対象案件を、△は条例アセス対象案件を示したものとされますが、明確にするためにも凡例の追記をお願い致します。</p>	<p>凡例はグラフ中に記載しています。</p>
24	3	<p>・該当箇所 「燃料転換について・・・排出量が減少している事例が多く・・・石炭への燃料転換では、排出ガス量が増加する事例も見られます。」 ・意見内容 削除 ・理由 SO_x、NO_x、ばいじん、CO₂ の排出量のことと思われるが、文章の後半では石炭への燃料転換のことを言及していると思われるが、排出ガス量の増加を示すデータがなく排出ガス量増加が石炭への燃料転換とどのような関係があるのか事例もなく、データとコメントが乖離して理解できない。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「燃料転換については、燃料転換に合わせて環境保全対策を講じることによって、大気汚染物質排出量が減少している事例が多く見られますが、原油・重油から石炭への燃料転換では、大気汚染物質排出量が増加する事例も見られます。」とします。</p>
25	3	<p>図 1.2-2 燃料転換前後の環境負荷プロットの○と△について本図にも凡例を追記願います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正します。</p>

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
26	4	<ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所 「電力部門からの、・・・この排出量削減は極めて重要です。」 ・意見内容 削除 ・理由 「極めて重要である。」というその意味が分からない。電力部門からの排出量が4割と多いからか、石炭火力からの排出量が非常に多いからなのか、あるいは一度稼働すると40年間は運転されるから理解しがたい。 	<p>電力部門からの二酸化炭素排出量は、エネルギー起源 CO₂ 排出量の約4割を占めること、石炭火力発電の CO₂ 排出量は最新の石炭火力発電であっても、最新型の LNG 火力発電に比べて約2倍と非常に多いこと、一般的に一度建設すると40年程度という長期間にわたり稼働すること、のすべての点を考慮し、排出量削減が極めて重要としています。</p>
27	4	<ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所 平成28年度版環境白書において「今後、・・・極めて重要です。」とされています。 ・意見内容 削除 ・理由 環境省発行の環境白書からの引用となっている。また記載内容が、仮定や想定からの意見であり、「相当程度増加」を繰り返しているが、科学的根拠に乏しい観念的な見解で、誤解を招く。 	<p>環境白書は、政府全体として閣議決定し、国会に提出するものです。現在、我が国では石炭火力発電の新增設計画は約1,940万kW(平成29年3月現在)あり、これらの計画が全て実行されれば、老朽石炭火力発電が稼働45年で廃止されるとしても、2030年度の設備容量は約6,050万kW(発電効率や稼働率がエネルギーミックスの想定通りとすれば、CO₂排出は約3億トン)となることから、2030年度の削減目標を約7,000万トン超過する可能性があるとして環境省では推計しています。</p>
28	5	<ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所 「小規模火力発電については、・・・相当します。」 ・意見内容 削除 ・理由 CO₂排出量増加について既設設備がこれまでと変わらず運転され、小規模火力が新增設された場合の設備規模増加分からの試算結果と思われるが、リブレース分や電力需要の変化も考慮されるべきで誤解を招く。 	<p>条件を明記した試算であり、誤解を招くものではないと考えるため、原文のままとします。</p>

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
29	5	<ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所 日本の小規模火力の発電効率は世界的に見れば高いものの、・・・約2倍のCO₂排出係数となります。) ・意見内容 削除 ・理由 小規模火力発電設備の自主アセスの事例集の参考のために、小規模火力の発電効率は大規模のものに対し相対的に発電効率が劣っていることをあえて説明する意味はない。また石炭火力についても設備規模ならず燃料種の特徴から発電効率が劣ること、CO₂排出係数がガス火力に比して劣ること、など、敢えて強調して説明する必要はないと思われる。 	<p>小規模火力発電の特性を理解することは、環境配慮の必要性を理解いただく上で重要であるため、原文のままとします。</p>
30	5	<ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所 燃料転換については、・・・、タービン・発電機を交換すれば、・・・見られます。(図 1.2-2 参照) ・意見内容 削除あるいは記載変更。 ・理由 「低減できないと言われていました。」と否定的な表現となっていて不適切である。より望ましい自主アセスの事例集としては、「タービン・発電機を最新技術を導入することで環境負荷の低減に寄与できる。(あるいは可能となる。)」という記載が望ましい。 	<p>ご指摘の箇所は改善方策ではなく、環境配慮の必要性を理解いただくための、「現状」を記載しており、原文のままとします。</p>
31	5	<p>『持続可能な社会をつくるためには、あらゆる事業・計画の中で環境保全に取り組むことが不可欠』 「誰か一人でも環境保全に取り組まなければ持続可能な社会は成立しない」ということになるため、言い過ぎではないか？</p>	<p>国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」においても、このアジェンダは、「各国の現実、能力及び発展段階の違いを考慮に入れ、かつ各国の政策及び優先順位を考慮しつつ、すべての国に受け入れられ、すべての国に適用されるものである」「すべての国及びすべてのステークホルダーは、協同的なパートナーシップの下、この計画を実行する」とされており、持続可能な社会の構築のためには、すべてのステークホルダーがその状況に応じてあらゆる場面で環境保全に取り組むことが重要であるとの姿勢を示したものです。</p>

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
32	6	<p>『自主的な環境アセスメントは、特に事業者の自主性を尊重しつつ、事業者が積極的に取り組めるようその負担にも十分に考慮しながら、環境配慮を事業・計画に組み込み、事業を円滑に進めるための重要な手段となるものです。』</p> <p>環境上の利益と経済的利益の比較度量は本検討会で行ったのか。</p>	<p>検討会では、環境配慮と事業者の負担を考慮し、自主的な環境アセスメントの在り方等について検討を行いました。なお、個別事業における自主的な環境アセスメントでは、本実務集を基に、住民等の意見を考慮しながら、経済性の観点も踏まえて、事業者において、総合的に事業内容が判断されるものと考えます。</p>
33	6	<p>『自主的な環境アセスメントは、特に事業者の自主性を尊重しつつ、事業者が積極的に取り組めるようその負担にも十分に考慮しながら、環境配慮を事業・計画に組み込み、事業を円滑に進めるための重要な手段となるものです。』</p> <p>「廃棄物処理制度専門委員会報告書（案）で、「実質的な住民同意についても、その実態を把握した上で、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じる必要がある。」と言及されているが、整合がとれていないのではないか。</p>	<p>本実務集では、環境影響評価書（案）の公表や意見の聴取を通じ、双方向のコミュニケーションにより住民等の理解を促進するものであり、「実質的な住民同意」とは異なります。</p>
34	6	<p>（参考1）『大規模なインフラ及び産業に係わるプロジェクトは、人及び環境に負の影響を及ぼす可能性があるとの認識の下、プロジェクトにおける環境・社会リスクを特定・評価・管理するための自主的な業界基準として定められているものである。これに基づき、「エクエーター原則／赤道原則」を採択した金融機関は、顧客に対し、アセスメントを実施することを求めている。このように、世界ではアセスメントが環境・社会リスクと影響を特定するプロセスとして、民間事業者により率先して活用されている。』</p> <p>小規模火力の話をしているのだから、「大規模な」話は関係ないのではないか？</p>	<p>（参考1）は、民間事業者において環境アセスメントが率先して活用されている例として示しているものです。本実務集で対象とする小規模火力発電等は、必ずしも「エクエーター原則／赤道原則」の直接の対象となるものではありませんが、このような世界の潮流と考え方を理解することは、小規模火力発電等の事業の実施に当たっても重要と考えます。</p>
35	9	<ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・・・発電方式で、微粉炭方式（以下「PC」という。）と循環流動床方式・・・。 ・意見内容 <p>以下の語句を挿入　・・・発電方式で、ボイラで石炭等の固体燃料を燃焼させる方式としては、主に微粉炭方式と循環流動床方式があり・・・</p> ・理由 	<p>ご意見を踏まえ、修正します。</p>

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
		微粉炭方式と流動床方式を説明するにはボイラの燃焼方式として説明した方が良い。	
36	9	『アルカリ金属による設備の腐食防止等』 アルカリ硫酸塩の方が適切ではないか？	設備の腐食に影響を及ぼすものは、アルカリ硫酸塩に限らないため、原文のままとします。
37	13	表 1.5-3 汽力【微粉炭方式(PC)】/環境上の特徴」の上から2つめの文章に、「混焼率を高めるため、熱量比率 25%重量比 33%の実証事業を経て、商用運転が計画されている。」と記載がありますが、これは小規模火力に限った内容であるため、「小規模火力では」等を追記頂きたい。	ご意見を踏まえ、修正します。

2. 小規模火力発電の望ましい自主的な環境アセスメント (p. 16~81)

2.1 本実務集で対象とする小規模火力発電 (p. 16, 17)

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
38	16	『近年、環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象規模未満、特に、第二種事業の規模要件である 11.25 万 kW をわずかに下回る程度の小規模火力発電の設置等の事業が急増しています。』 そもそも当時何故 11.25 万 kW 以上としたのが背景に記載すべきではないのか。	ご意見を踏まえ、脚注で環境影響評価法における規模要件に係る説明を追加します。
39	16	自主的な環境アセスメントの実施が特に求められる事案とそうでない事案の例示があると良い。これにより、事業者が、どのような事案の際に自主的環境アセスメントを行えばよいか、一つの判断の目安となる。	小規模火力発電等は、程度の差はあれ、環境に相当の影響を及ぼすものであり、本実務集は、全ての小規模火力発電等の事業において自主的な環境アセスメントが実施されることを期待して、作成しています。ご意見については、今後の事例の蓄積により明らかになってくる部分が多いと考えることから、そのような観点も含めて、フォローアップを進めていきます。

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
40	17	<ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所 大気質への影響「小規模火力発電は、・・・熱効率が低いため、燃料種が同じであれば・・・多くなる傾向があります。 ・意見内容 削除 ・理由 小規模火力発電の熱効率が低いことと大気汚染物質が多くなる傾向に、相関性があるのか。 	熱効率が低いと発電電力量当たりの燃料消費量が増え、大気汚染物質の発生量も増えると考えため、原文のままとします。
41	17	『工場等への蒸気を送気する等で、』 「工場等へ蒸気を送気する等で、」ではないか？	ご意見を踏まえ、「工場等への蒸気の送気等」とします。

2.2 自主的な環境アセスメントの手順 (p. 18～33)

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
42	18	『環境アセスメントは、事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくものです。』 地方公共団体等からの意見を聴かない環境アセスメントも存在する。この文章は、地方公共団体等から意見を聴くことを強制しており、アセス実施の際は地方公共団体等から意見を聴かなければならないとの拘束力を有するようには解釈できない。	ご指摘のように、地方公共団体から意見を聴かない環境アセスメントもありますが、一般論として、多くの場合に意見を聴く対象の一つの例として挙げているものであり、地方公共団体から意見を聴くことを義務とするものではありません。
43	19	『まず、事前準備として、本実務集を基に自主的な環境アセスメントの計画を立て、その計画について、状況に応じてできるだけ早期の段階から立地を予定する地方公共団体に相談します。』 自主アセスメントの計画を既に立てている事業者なのであれば、相談ではなく「通知」の方が適切ではないか。	まず、事業者において環境アセスメントの素案を立てた上で、地方公共団体に相談して、住民理解を得るための地域の状況に応じた進め方等の情報を得て、必要に応じて計画案を修正し、一層より良いものとしていくことを想定しています。

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
44	19, 20	<p>発電所に係る環境影響評価法に基づく手続きのうち、準備書・評価書には一般的に環境保全措置に係る供用時の環境監視計画が明示されており、運転開始後の定期的な測定結果等を必要に応じ報告書に準じて公表している実態にあること等を踏まえると、モニタリングの記載が環境影響評価法以上のことを要求している等の議論は的を得ていない。図 2.2-1、図 2.2-2 とも「Step3 モニタリング」として統一を図るべき。</p>	<p>ご意見のとおり、本実務集に記載したモニタリング方法は、一般に環境影響評価法に基づく環境アセスメントにおいて環境監視計画に含まれるものを整理しています。一方、環境監視は環境影響評価法において明示されているものではないこと等から、Step1、Step2 とは区別して整理しました。</p>
45	19, 30	<p>19 ページ「モニタリングの実施等」 その結果を関係法令に基づくモニタリング等によって確認し、<u>事業特性や地域特性等を踏まえて、必要に応じて報告・公表することも有効です。</u> 29 ページ これらのことから、小規模火力発電の運転開始後において、環境保全措置の実施状況やモニタリング結果について、<u>事業者は、事業特性や地域特性等を踏まえて、必要に応じて報告・公表することも有効です。</u> [意見内容] 関係法令に基づくモニタリング等の報告・公表が求められているように読めるが、事業特性や地域特性等を踏まえ判断すべきものであり、環境影響評価法においても求められていない。望ましい自主的な環境アセスメントの一連の対応とは切り離れた対応であることを示すため。</p>	<p>ご意見を踏まえ、CO₂の排出については省エネ法に基づくベンチマーク制度の対象事業者すべてが公表することとしている一方、大気質への影響・騒音についてはすべての場合に公表することとはしていないなど、すべての評価項目について必ずしも報告・公表するものではないことから、「必要に応じ報告・公表します。」とします。</p>
46	—	<p>環境モニタリング結果等の公表を行うことも非常に重要なプロセスである。</p>	<p>ご意見のとおり、モニタリング結果等の公表は重要な手順であり、本実務集でもその旨を位置付けています。</p>
47	20	<p>表 2.2-2 の「手順」欄の Step2 の最上段の「とりまとめ」： 19 ページの記載にあわせて「取りまとめ」としたほうが適当と思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正します。</p>
48	20	<p>事業者にとって、アセスに関する理解が不足していると、暗闇に手をつっ込むのと同様で、不安・不審が先走り、アセスを忌避しようとする意向が働く。そのため、簡易アセスの考え方や実態を理解してもらい誤解を解消しておく必要がある。 この点に関して、実務集には特に記載がない。そのため、事業者</p>	<p>ご意見を踏まえ、「自主的な環境アセスメントの実施に当たっては、これを単なる手続として捉えるのではなく、『環境アセスメント』の考え方等を十分に理解して進めることが、実際に環境配慮を実現し、住民等の理解を得て、円滑に事業を進める上でも重要です。」を追記します。</p>

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
		<p>を含む関係者が簡易アセスのことを理解する努力を求めることをどこかで触れておくべきである。</p> <p>また、この実務集に記載するには馴染まないかもしれないが、理解不足を解消するために、行政が講習会を粘り強く繰り返すことを明確にしておくべきである。それにより事業の実施には、環境への配慮が必須であるという企業文化を常日頃から醸成されることを期待したいからでもある。さらに、スポット的な講習会の実施に加え、いつでも気楽に相談できる機関があると望ましい。これを行政が行っても警戒心から相談に来ないだろうから、商工会のような機関と調整することも一考に値するのではないかと考えられる。</p>	
49	20, 34	<p>2.2.2(1)自主的な環境アセスメントの計画を立案する」及び「34頁 2.3.1 体制作り」に「コンサルタント等に委託することが一般的」との記載がありますが、自主的な活動であるため、実施方法を限定するような表現は避け、「コンサルタント等に委託することができます。」等に修正頂きたい。</p>	ご意見を踏まえ、修正します。
50	20	<p>住民対策においては、事業の構想を練る段階で、地域の状況を把握し事業実施の可能性や住民対策の重要性を判断することが必要である。</p> <p>この点に関し、「2.2.2 事前準備」の「(1) 自主的な環境アセスメントの計画を立案する」において、地元の住民の事業に対する意向について把握することを記述するべきである。</p> <p>また、風力や地熱事業で事前に猛禽類の調査を実施しているような自然的条件や社会的条件の他に、地元の住民の事業に対する意向について予め公的機関等が調査しておき、その情報を事業者に提供することが考えられる。例えば、過去の紛争の状況などから地域別に判定し、事業者を提供することである。</p>	<p>住民等の意向については、「(2) 自主的な環境アセスメントについて、事前に地方公共団体に相談する」の手順により一定程度把握することができると思います。なお、ご意見を踏まえその趣旨を明確にするため、「環境に関する住民等の関心事項」を市町村に事前に相談する事項の例として追記します。</p>
51	20	<p>『火力発電所の立地に当たって、各種法令に基づく届出等を含めて、立地を予定する地方公共団体との関係構築は不可欠であり、事業者は、円滑な火力発電所の設置・運転のためにも、できるだけ早期の段階から地方公共団体に事前に相談に行くことが重要です。』</p> <p>「関係構築は不可欠であり」は明らかにおかしい。行政手続法第32条の規定に反する。</p> <p>また、届出も関係構築に含めるのはおかしい。裏を返せば、法条</p>	<p>ご意見を踏まえ、「火力発電所の立地に当たって、立地を予定する地方公共団体との関係構築は不可欠であり、円滑な火力発電所の設置・運転のためにも、各種法令に基づく届出等を含めて、できるだけ早期の段階から地方公共団体に事前に相談に行くことが重要です。」とします。</p>

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
		例に基づく届出をしているだけで地方公共団体と関係構築をしたことになってしまうように読み取れる。	
52	20	『環境アセスメントの進め方については環境影響評価条例を定めている都道府県・政令市に事前に相談することが有効です。』 裏を返せば、環境影響評価条例を定めていない都道府県・政令市に事前に相談することは役に立たないのか。	すべての都道府県・環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号）第11条で定める市は環境影響評価条例を定めています。ご意見を踏まえ、「都道府県・政令市は環境影響評価条例を定めていることから、環境アセスメントの進め方については、これらの地方公共団体に事前に相談することが有効です。」とします。
53	20, 21	意見：地方公共団体への相談が、なんらかの「お墨付き」として誤解されないように、注記すること。 理由：自主アセスは、事業者の自主的な取組であり、許認可が伴うものではない。しかし時折、「この件は地元自治体にも相談に伺っており、ご理解をいただいているところです」などと、「相談」に行って説明したことを、「理解」にニュアンスをすり替えているケースがある。地方公共団体の立ち位置を明確にし、あくまでも情報提供であることを明記しておく必要がある。	ご意見を踏まえ、「なお、説明会等では、事前に相談したことをもって、地方公共団体の承諾を得た等の誤解を招くことがないよう説明に注意することが重要です。」を追記します。
54	23	環境影響評価書(案)の記載内容から第4章モニタリング計画の「②報告・公表の方法」を削除いただきたい。 [意見内容] 関係法令に基づくモニタリング等の報告・公表が求められているように読めるが、事業特性や地域特性等を踏まえ判断すべきものであり、環境影響評価法においても求められていない。望ましい自主的な環境アセスメントの一連の対応とは切り離れた対応であることを示すため。	自主的な環境アセスメントの信頼性を確保し、住民理解等を得るためにも、環境影響評価書(案)にモニタリング計画を記載して意見を受け付け、それを考慮してモニタリング方法や報告・公表する項目を検討することは重要であり、また一般的に環境影響評価準備書に記載されている事項であることから、原文のままとします。
55	24	『外出が難しい高齢者や、平日は勤務している勤労世代等にとって、説明会への参加は必ずしも容易ではなく、多様なライフスタイルの住民等が情報にアクセスできることが重要です。このため、説明会の開催に加え、環境影響評価書(案)を事務所等に備え付けることによる縦覧や、インターネットによる公表を行い、意見を受け付けます。』 外出が難しいのなら事務所備え付けの意味が無いのでは？	外出が容易な方にとっては、読みやすい形式で図書を閲覧できるよう事務所等で縦覧することが重要であり、外出が難しい高齢者等には、インターネットによる公表が重要と考えます。
56	24, 26	p. 24 上から4行目、p. 26 上から8行目：「地球環境保全の観点からより広範な方々からも意見を聴くことが重要です。」 意見：関係者とのコミュニケーションは、事業に伴う環境影響を受	条例に基づく環境アセスメントを実施し、意見提出者の地域的範囲を限定せず意見聴取を行った小規模火力発電(9事例)について調査した結果によれば、意見提出件数は0～10件が7事例、11～20件

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
		<p>けやすい地域住民に限定すべきである。</p> <p>理由：温室効果ガスの影響という意味では、影響範囲は全地球的なものになる。具体的にどこまでか限定しないと、北海道の事業者に対して沖縄から意見が来ないとも限らないし、極論すれば、海外からも意見が来る可能性がある。事業者の負担が過大になる虞がある。</p>	<p>が2事例、平均で1事例当たり4.3件でした。また、同種の意見をまとめて整理し、評価書において回答することも可能です。このため、地域的範囲により意見提出者を限定しない場合においても、事業者にとって過大な負担となることは想定しにくいと考えます。</p>
57	24, 26, 84	<p>[該当箇所]</p> <p>p. 24 「以下の2つの方法を併用することにより、幅広い関係者に対し、環境影響評価書(案)を公表し、意見を受け付けます。」</p> <p>p. 26 「火力発電による主要な環境影響であるCO₂の排出等は、地球環境保全に関わるものであることから、より広範な方々から意見を聴くことが重要です。」</p> <p>p. 84 「火力発電による主要な環境影響であるCO₂の排出等は、地球環境保全に関わるものでもあることから、地域の住民に加え、より広範な方々から意見を聴くことも重要です。」</p> <p>[意見]意見を聴く対象は周辺住民に限定すべきである。</p> <p>[理由]地球規模の課題である温室効果ガスの排出対策を環境アセスメントの対象にすべきではない。大気質や騒音等に関する意見であれば周辺住民から聴けば十分であり、広範に意見を聴く必要はない。</p>	<p>環境アセスメントは科学的知見に基づき、幅広い方々との情報交流を通じて、より良い事業の実施を目指していくものであり、その対象となる環境影響や評価手法は固定化されているものではなく、その時代の要請に応じて柔軟に考えられるべきものです。我が国も締結したパリ協定は、世界共通の長期目標を掲げた全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みであり、地球温暖化問題への対応が世界的に喫緊の課題となっています。このような状況を踏まえると、我が国においても環境影響評価法や条例に基づく環境アセスメントはもとより、自主的な環境アセスメントにおいても、地球温暖化問題に対応することは避けて通れず、特に火力発電事業においては主たる環境影響評価の項目として位置づけることが不可欠です。地球温暖化への影響は地域に限られるものではなく、その意見聴取の範囲を周辺住民に限定することは適当ではないと考えます。このような観点から、原文のままとします。</p>
58	26, 31, 37	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 p. 26 中段 【意見を聴取する範囲】 <ul style="list-style-type: none"> ・・・火力発電による主要な環境影響であるCO₂の排出等は、地球環境保全に関わるものであることから、より広範な方々から意見を聞くことが重要です。 p. 31 下から8行目から 「二酸化炭素の排出については、地球環境保全に・・・ p. 36 下から2行目～P.38 上から2行 施設の稼働に伴うCO₂の排出量の削減は地域によらず重要です・・・CO₂削減量を予測することは、・・・有効です。 ・ 意見内容 削除 ・ 理由 この実務集は、表紙に記載があるように、「地方公共団体が発電事 	<p>現在、パリ協定の発効に象徴されるように、地球温暖化問題への対応が世界的に喫緊の課題となっており、環境影響評価法や条例に基づく環境アセスメントはもとより、自主的な環境アセスメントにおいても、地球温暖化問題に対応することは避けて通れず、特に火力発電事業においては主たる環境影響評価の項目として位置づけることが不可欠です。</p> <p>そのような背景も踏まえ、本実務集の目的は「地域環境保全の推進」としておらず、「適切な環境配慮と関係者との情報交流を促す」という目的の「環境配慮」には「地球環境保全」が、また「関係者」には「地域住民以外の方」が含まれています。また、地球温暖化対策において地方公共団体は地域からの地球温暖化対策という重要な役割を担っており、地球温暖化対策推進法に基づく取組等を進めています。環境影響評価法や条例に基づく環境アセスメント同様、自主的な環境アセスメントにおいても地方公共団体が地球温暖化問題</p>

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
		<p>業者から助言を求められた際の参考となるよう」とされている。CO₂は地球温暖化対策や国のエネルギーミックス計画全体の取り組みの中で取り上げられるべきもので、小規模火力設備について自主的環境アセスを進める目的は「地域環境保全の推進」としているため、CO₂に関しては自主的なアセスを推進する中で議論の対象とならない。また同時にここでは「地球環境保全」に関わるものとして、「地域住民に加えてより広範な方からの意見聴取が重要」としているが、地方自治体や発電事業者が充分に対応できるか疑問である。</p>	<p>の観点から助言等を述べることも考えられ、本実務集はそのような場合にも参考となることを想定しています。</p> <p>また、小規模火力発電等を行う事業者においても、燃料の選択、バイオマス燃料の選択等、実行可能な範囲で最大限の環境保全措置を講じているかどうか検討します。</p> <p>これらのことから、原文のままとします。</p>
59	—	<p>気候変動問題など、火力発電所は地域住民に与える影響のみならず、グローバルな観点での評価が不可欠である。環境影響評価の中でも地球温暖化の問題などは重視されるべきであり、環境影響コミュニケーションは建設計画地の地域住民のみならず、環境 NGO などを含めた幅広い視点でリスクコミュニケーションを図る必要がある。実務集の中でも記載しておくべき。</p>	<p>ご意見の観点から、「火力発電による主要な環境影響である CO₂ の排出等は、地球環境保全に関わるものでもあることから、より広範な方々から意見を聴くことが重要です。」と記載しています。</p>
60	26, 28	<p>p. 26 下から 3 行目：(3) 住民等からの意見に対し回答を整理し、必要に応じて環境保全措置等を見直す p. 28 上から 1 行目：(4) 住民等の意見やそれに対する回答、見直し結果を修正して環境影響評価書を確定させ、公表するとともに、市町村に情報共有する 意見：CO₂については、環境対策装置での環境保全措置は困難である。 理由：NO_x、SO_x、ばいじんといった排ガス含有物質については、環境対策装置での環境保全措置が可能であるが、CO₂については化石燃料の燃焼に伴って必ず排出されるものであり、「環境保全の見地からの意見」が有ったとしても、日本国内での CCS 実現が不透明な現段階では、環境対策装置での環境保全措置は不可能であるため。</p>	<p>CO₂の排出に関する環境保全措置は、環境対策装置以外にも、燃料の選択、バイオマス燃料の混焼、発電効率の高い設備の導入、コージェネレーションの導入等を本実務集において紹介しています。また、発電設備の運用等を通じた発電効率の適切な維持管理や省エネ法に基づくベンチマーク指標に関する共同実施等も考えられるほか、再生可能エネルギーの導入、温室効果ガス削減に係る社員教育等、様々な取組が考えられます。自主的な環境アセスメントを通じて、住民等からの意見も考慮し、様々な環境保全措置を検討し、適切な環境配慮を行うことが重要です。</p> <p>なお、NO_x等についても、処理装置による除去のみならず、燃料の選択、燃焼過程における発生抑制等により環境保全措置が採られます。</p>
61	27	<p>「(参考事例 6) 地元意見を踏まえて施工に関する調整を行った事例」の項において「地元区長」および「区長」の記述がありますが、これは行政区の区長ではなく町内会や地域自治会の長を指すものということでしょうか。</p> <p>区長には政令指定都市や合併特例区の区長など種々ございますので、混同を避けるよう表記の見直しをお願いします。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「地域の自治会長」に修正します。</p>

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
62	28	<p>これらのことから、インターネット等により環境影響評価書（確定版）を縦覧・公表します。公表の期間は、環境影響評価法を参考に、1か月間程度が目安となりますが、<u>事業特性や地域特性等を踏まえて、必要に応じて発電所の工事・運転中も引き続き公表することも、住民理解等を促進する方法として想定されます。</u></p> <p>[意見内容] 環境影響評価書（確定版）の公表期間は、特段の理由がない限り、発電所の工事・運転中は引き続き公表することが求められているように読めるが、環境影響評価法は、公表期間を1か月間と定められている。これらについて、望ましい自主的な環境アセスメントの一連の対応とは切り離れた対応であることを示すため。</p>	<p>環境影響評価法の対象事業についても、「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」（平成24年3月環境省総合環境政策局環境影響評価課）において、「対象事業の工事が着手された場合でも、当該事業等の環境影響評価図書を含む資料がその後の事業の参考となる可能性があるため、特段の理由がない限り、引き続きインターネット上で公表することが望まれます」と示しており、自主的な環境アセスメントにおいても、継続的な住民理解等の促進にとって有効であり、事業者の過度の負担等の特段の理由がない限り望ましいと考えることから、原文のままとします。</p>
63	28	<p>環境アセスメントの情報は短期間の縦覧期間に限定せず、常に誰でもアクセスできるようにWEBなどに持続的にデータを開示しておくことを推奨すべき。</p>	<p>ご意見のような観点から、「特段の理由がない限り、発電所の工事・運転中は引き続き公表することが、継続的な住民理解等の促進にとって有効です。」と記載しています。</p>
64	30	<p>環境影響評価書（確定版）を情報共有した市町村等に必要に応じて報告することが望ましく、環境保全上特に…（中略）。さらに、これらの状況について、説明会やインターネット等により公表することも、<u>継続的な住民等の信頼を確保する方法として想定されます。</u></p> <p>[意見内容] 関係法令に基づくモニタリング等の報告・公表が求められているように読めるが、事業特性や地域特性等を踏まえ判断すべきものであり、環境影響評価法においても求められていない。望ましい自主的な環境アセスメントの一連の対応とは切り離れた対応であることを示すため。</p>	<p>一般的に継続的な住民等の信頼の確保のために有効であることを記載しているものであり、原文のままとします。</p>

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
65	30	<p>意見：運転開始後における住民に開かれた運営を促すことについて強調すべき。</p> <p>理由：モニタリング調査は必須であり、その情報を公表することも欠かせない。しかし、実際には、公表したデータが見られているのか、理解されているのか、把握しにくく、担当者には徒労感もあると聞く。一方、公害訴訟などの経験から、専門家（たとえば地方公共団体の担当者でもいい）とともに、現場に立入って施設を視察し、環境関係台帳を閲覧し、説明を受ける機会を1年に1回設けるだけで、かなり関係者間の親近感とデータへの信頼度が高まるということを経験的に感じている。公害防止協定という事業者には負担感が大きいですが、施設見学会というような簡易で取り組みやすい手法を提起してもいいのではないかと。</p>	<p>ご意見を踏まえ、施設の稼働に伴う大気質への影響・騒音の発生に関するモニタリング結果の公表方法の例として、「施設見学会」を追記します。</p>
66	30	<p>公害防止協定等に基づき、地方公共団体に対して、例えば大気質であれば煤煙の定期測定結果や常時測定結果（テレメータ設置により）を報告しますので、それをもってモニタリングの代替となると考えてよいのではないのでしょうか。大気質の環境影響の場合、地方公共団体がその地域に設置する環境観測ポストでの測定値が、地域住民の健康に対して影響の有無を判断できるものであって、その公表は地方公共団体が既に行っており、地域住民が必要な情報を知り得る手段は既に存在していると思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「なお、公害防止協定等に基づき、報告や公表等を行う場合には、別途行う必要はありません。」と追記します。</p>
67	30, 31	<p>『なお、当然のことながら、公表する内容に企業秘密は含まれません。』</p> <p>企業秘密に該当する情報は公表しなくてよいということか？</p>	<p>ご理解のとおりです。ご意見を踏まえ、「なお、当然のことながら、公表する内容に企業秘密を含む必要はありません。」とします。</p>
68	31	<p>『例えば、大気汚染物質の濃度の予測は、設定した気象条件や排出条件を用いて、大気汚染物質の濃度の平均値を求めるものであることから、ある変動幅をもった平均値として計算するものです。』</p> <p>「大気汚染物質の濃度の年平均値の予測」が正しいのでは？日平均値は最大値を予測するものが多い。</p>	<p>ご指摘の箇所は予測における誤差や不確実性に関する記述であり、大気汚染物質の濃度の予測に用いる条件（気象条件や排出条件）は変動幅があるため、求められる平均値にもある程度の変動幅が見込まれるという趣旨です。</p>

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
69	33	<p>意見：配慮書と方法書の段階で情報交流することの意義をもっと強調しておくべき。</p> <p>理由：自主アセスを取込もうとする事業者の負担感を減らすためにも、公表・意見聴取の手続きを準備書段階に限定していることは理解できる。しかし、内部的な検討プロセスにおいては踏んでいる手順であり、それに対して外部の意見を聴取しておくことは、トラブルを回避するためには有益となるはずである。実務集案においては、配慮書と方法書のプロセスについて、もっとその意義を強調し、それを簡易に行うことを提案してもいいのではないか。事業の規模や予想される住民の反応等を踏まえて、「配慮書→準備書」「方法書→準備書」「配慮書→方法書→準備書」などの選択肢を示すことも一案ではないか。</p>	<p>環境アセスメントに不慣れな小規模火力発電を行う事業者が、自主的な環境アセスメントを実施することも考慮しつつ、ご意見を踏まえ、「『技術的事項のための想定ケースの諸元』から事業内容が大きく異なり、配置・構造等の検討段階等のより早期から、環境配慮と住民理解等を図ることが重要と考えられる場合には、状況に応じ、その段階から事業の環境配慮について住民等から意見を聴くことも想定されます。」を追記します。</p>
70	33	<p>『小規模火力発電の自主的な環境アセスメントにおいても、2.3.2で示す「技術的事項のための想定ケースの諸元」に該当せず、調査・予測・評価手法や環境保全措置の内容が確立されていない場合等には、コンサルタントに加え分野に応じた専門家の意見を聴くことが、適切な環境アセスメントを実施するために有効な場合があります。また、住民理解等の促進の観点から、自主的な環境アセスメントの客観性・透明性・信頼性を高めるために、第三者である専門家等に意見を聴くことが有効な場合もあります。』</p> <p>コンサルタントも第三者の専門家に該当するので、表現を変えたほうがよいのでは？</p>	<p>契約関係により発注者の指示に従うコンサルタント等は、独立性を有しておらず、第三者とは言えないと考えます。</p>

2.3 環境アセスメントの実施 (p. 34, 35)

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
71	35	<p>小規模火力発電に係る技術的事項のための想定ケースの諸元に以下を追加されたい。</p> <p>「経済性や規模による規制の観点から、大規模に比べ天災や事故時の環境影響への対策が疎かになりがちである」</p>	<p>小規模火力発電に関する調査・予測・評価手法等を示すに当たり一般的に参考とする特性として取り上げるべき事項とは考えにくいため、原文のままとします。なお、環境影響評価法に基づく環境アセスメントでも、事故時の影響に関する評価は含まれていません。</p>

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
72	15, 17, 35, 38, 54	<p>表 2.3-1 の「復水器の冷却は、冷却塔方式を採用する。」について、冷却塔方式と同様に、空冷方式も出放水や温排水が発生しないため、「復水器の冷却は、冷却塔方式または空冷方式を採用する。」と修正頂きたい。</p> <p>同様に 38 頁(3)1 行目「主に海水冷却方式と冷却塔方式に区別されます。」の記載についても、実施例があるため、「主に海水冷却方式と冷却塔方式そして空冷方式に区別されます。」と修正頂きたい。</p> <p>また、54 頁 表 2.6-1 の回避の最後の文章「冷却塔方式の採用により」の記載についても「冷却塔方式または空冷方式の採用により」と修正頂きたい。</p>	ご意見を踏まえ、修正します。
73	35, 41	<p>表 2.3-1 の 2 つめの項目に記載の「LNG 導管等」に汎用品として流通している天然ガスや都市ガスの導管が含まれる場合には、これが整備されていない場合、「技術的事項のための想定ケースの諸元(表 2.3-1)」に該当しない場合になります。しかしながら、小規模火力発電で必要となる天然ガスや都市ガスの導管工事は、よく行われるガス導管工事の範囲中であり、整備の工事は「41 頁 表 2.4-1 (2) 必要に応じた評価項目選定」をするには値しない程度であるため、35 頁 表 2.3-1 及び 41 頁 表 2.4-1 (2) の記述を「LNG 導管等(天然ガスや都市ガス導管は除く)」等に修正頂きたい。</p>	ご意見を踏まえ、「港湾設備、貯炭設備、LNG 受入設備、ガス幹線導管等のインフラが既に整備されている。」に修正します。

2.4 評価項目の選定 (p. 36~41)

番号	修正後の頁	意見の概要	意見に対する考え方
74	36	<p>『評価項目の選定に当たっては、立地を予定する地域の環境に関する苦情の状況を聞き取るなど地方公共団体等の意見を取り入れ、柔軟に選定することが、地域の状況に応じた適切な環境配慮、住民理解等の促進のために重要です。本実務集では、自主的な環境アセスメントを実施する際の参考となる評価項目を、1 基本的な評価項目、2 事業特性及び地域特性を踏まえ必要に応じた評価項目に整理しています。』</p> <p>住民の影響度合いも指標として取り上げるべき。具体的には、1 直接的な健康影響、2 間接的な健康影響、3 その他影響</p>	住民への影響の程度については、事前の地方公共団体への相談や、環境影響評価書(案)を公表し、住民等から意見を受け付ける中で、地域の状況に応じた考慮がなされると考えます。

番号	修正後の頁	意見の概要	意見に対する考え方
75	36	PM2.5 の予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえた、必要な調査、影響の予測及び評価手法について記載したほうがよい。環境大臣意見で取り上げられることが多いのだから、環境省としても考え方を示すべき。	
76	36	「浮遊粒子状物質」については、PM2.5（微小粒子状物質）が人体への健康に及ぼす影響が社会問題になっていることを踏まえ、PM2.5についても触れるべきである。また、「水銀等の重金属等」は1.2.1で触れられているが、この項では記載されていない。評価項目として取り上げるべきではないか。	ご意見を踏まえ、「微小粒子状物質（PM2.5）については、予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえ、必要な調査・予測・評価及び環境保全措置を検討することが想定されます。」「水銀については、大気への排出規制を踏まえ、必要な環境保全措置等を検討することが想定されます。」を追記します。
77	36	PM2.5 の予測手法は確立されていないとされており、予測・評価の記載は困難かもしれないが、少なくとも、石炭等の固体燃料を使用し、相当程度のばいじんを排出するような火力発電設備においては、周辺地域の常時監視測定局のデータを情報収集するとともに、必要に応じて計画地において現地調査を行う必要性を本実務集に明記していただきたい。	
78	36	『運転開始後の時点においても事業用地近傍（1 km 範囲内）に民家等が設置されるおそれがない場合』 おそれがないとは、具体的にはどういう要件か。	例えば、最寄りの住居系用途地域までの距離が 1km 以上である場合が想定されます。
79	38	2.4.2 必要に応じた評価項目(2)に「低品位炭を使用する場合は、排水中の窒素分が多くなる」との記載がありますが、低品位炭の定義が分かりませんので明確に記載して頂きたい。	低品位炭とは、低カロリーの石炭の慣用名であり、一般的に 1kg あたり 3000～4000cal 以下の下級炭を指しますが、明確な定義は規程によって様々であり、ご指摘の箇所は一般的な傾向を示すものであることから、原文のままとします。
80	38	2.4.2(4) 陸域の動植物・生態系への影響 人体の健康に及ぼす影響と同様に、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質（PM2.5 を含む）あるいは水銀等の重金属が排出された場合に、それらが野生動植物に影響を与える可能性についての記述も必要。	本実務集は、小規模火力発電等の特性を踏まえ、メリハリをつけた手法を示す等の趣旨であるから、ご意見については、一般的な配慮事項として記載することは困難と考えます。

2.5 調査・予測・評価手法の選定 (p. 42~53)

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
81	—	<p>意見：規模・立地・種別に応じた簡易化の目安をわかりやすく示すこと。</p> <p>理由：実務集案が対象とする出力 1~11.25 万 kW は幅が大きく、また立地や燃焼させるものによって、想定される環境負荷はおおのずと違いがある。もう少し丁寧にケースに応じた手法を提起してもいいのではないかと。すべての案件に拡散モデルによる予測やダウンウォッシュによる影響を分析することを求めなくてもいいと思われる。本実務集が公開された後には、WEB 上で規模や立地に応じた手法を提案するサイトを設けて、事業者の意思決定を支援することも考えられるのではないかと。</p>	<p>本実務集は、これから小規模火力発電等の自主的な環境アセスメントを促していく現段階において、基本的な手法等ときめ細かさのバランスをできる限り考慮して記載しています。</p> <p>大気質への影響については、環境基準と整合しているか等の評価を行うためには、拡散予測が基本的な手法であると考えます。一方、「技術的事項のための想定ケースの諸元」に該当しない、例えば出力規模が 7 万 kW 未満である小規模火力発電では、その他の手法もありうると考えます。一方、簡易な予測手法を用いた場合、誤差が大きくなる場合もあり、状況に応じた使い分けが重要であると考えます。</p> <p>ご意見については、今後の事例の蓄積の状況を踏まえ、自主的な環境アセスメントの普及に当たって、参考とさせていただきます。</p>
82	43	<p>表 2.5-1 の「大気安定度の分類方法」欄の最上段の「示されたパスキル安定度階級分類表」:当該指針の「第 3 表 大気安定度分類表」のことを指しているのですか？</p>	<p>ご理解のとおりです。ご意見を踏まえ、「「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」(昭和 57 年原子力安全委員会決定)に示されたパスキル安定度階級分類表(原安委気象指針式)」を「「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」(昭和 57 年原子力安全委員会決定)第 3 表に示された大気安定度分類表(原安委気象指針式)」とします。</p>
83	43	<p>表 2.5-1 の「大気安定度の分類方法」欄の中段の「分類表(日本式)」の詳細について記載されている文献等があるのであればご教示ください。</p>	<p>「パスキル安定度階級分類表(日本式)」の詳細は、「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成 12 年公害研究対策センター)の 80 ページに記載されています。ご意見を踏まえ、注釈を追記します。</p>
84	45	<p>『特殊気象条件下の 1 時間値の予測として、煙突ダウンウォッシュ時、建物ダウンウォッシュ時の予測を行います。』</p> <p>建物ダウンウォッシュは有風時には発生するためあまり気象と関係が無いので、特殊気象で一くりにするのはおかしい。</p>	<p>火力発電における建物ダウンウォッシュは、一般的に強風時等に発生するものであり、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引き」(平成 27 年 7 月改訂経済産業省)においても特殊気象条件とされていることを踏まえ、原文のままとします。</p>

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
85	4, 5, 30, 37, 48-51, 66-77	<p>[該当箇所]</p> <p>p. 4～5 1.2.2 温室効果ガスの排出</p> <p>p. 30 2.2.4(2) 施設の稼働に伴う二酸化炭素の排出</p> <p>p. 36～37 2.4.1(3) 施設の稼働に伴う二酸化炭素の排出</p> <p>p. 48～51 2.5.3 施設の稼働に伴う二酸化炭素の排出</p> <p>p. 67～77 2.6.3 二酸化炭素排出削減対策</p> <p>[意見]</p> <p>温室効果ガス排出対策を自主的な環境アセスメントの対象とすべきでない。</p> <p>[理由]</p> <p>環境アセスメント法は、本来、大気や水質等への影響を念頭に、周辺住民とのコミュニケーションを確保するための手続法であり、拘束力を有しない実務集であっても、地球規模の課題である温室効果ガスの排出対策を環境アセスメントの対象とすることは不適切である。</p>	<p>環境アセスメントは科学的知見に基づき、幅広い方々との情報交流を通じて、より良い事業の実施を目指していくものであり、その対象となる環境影響や評価手法は固定化されているものではなく、その時代の要請に応じて柔軟に考えられるべきものです。我が国も締結したパリ協定は、世界共通の長期目標を掲げた全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みであり、地球温暖化問題への対応が世界的に喫緊の課題となっています。このような状況を踏まえると、我が国においても環境影響評価法や条例に基づく環境アセスメントはもとより、自主的な環境アセスメントにおいても、地球温暖化問題に対応することは避けて通れず、特に火力発電事業においては主たる環境影響評価の項目として位置づけることが不可欠です。地球温暖化への影響は地域に限られるものではなく、その意見聴取の範囲を周辺住民に限定することは適当ではないと考えます。このような観点から、原文のままとします。</p> <p>なお、環境影響評価法においては、平成9年の制定時から、環境基本法において地球の温暖化をはじめとする「地球環境保全」が「環境の保全」に含まれたこと等を踏まえ、温室効果ガス等を環境影響評価項目として規定しています。</p>
86	48-51	<p>新設設備も含めて、保有する火力発電設備全体でベンチマーク指標の予測を求めているように読めるが、新設設備が加わることで既存設備の設備利用率（発電電力量）が下がることに加え、電力需給によっても設備利用率は変わってくるため、それを加味してベンチマーク指標を予測することは困難である。さらに原子力の再稼働の状況によっても各火力発電設備の設備利用率は変わってくるため、基本的にベンチマーク指標の予測はできない。</p> <p>仮に、新設設備が加わる数年先のベンチマーク指標を予測する場合でも、ベンチマーク指標の目標値は2030年度までに達成を目指す水準であるため、単純に目標値と比較・評価して事業の是非を判断するのは適切ではない。</p> <p>二酸化炭素の予測・評価については、これまで法アセスで実施してきている新設設備単体での予測・評価を基本とし、ベンチマーク指標に関しては、目指すべき水準の達成に向けた、現時点での取り組み内容を示すことが適切である。</p>	<p>ご指摘のように、ベンチマーク指標は、環境アセスメントの対象とする発電所が定常運転を開始した時点での値を予測することを想定しています。一方、ベンチマーク指標の目指すべき水準は、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会火力発電に係る判断基準ワーキンググループ最終取りまとめ（平成28年3月29日経済産業省）において、2030年度までの達成を目指すべきものとされていることも踏まえ、予測時期において目指すべき水準を達成しているか否かのみを評価することは、必ずしも適切ではないと考えます。2030年度の目標達成に向けて具体的な方策や行程を示していくことが必要ですが、その前提として、現状を明らかにすることが重要であるため、ベンチマーク指標を予測することとしています。</p>

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
87	49	B指標の数式中における「目標値はエネミクの〇〇%」の記載について [意見内容] エネルギーミックスで示された電源構成に沿ってB指標の目標値(44.3%)を設定しているが、ベンチマーク制度において発電比率実績値は目標としておらず、誤解を招く表現であるため、当該記載を削除いただきたい。	ご意見を踏まえ、修正します。
88	51	8行目「PDCA」: 「PDCA サイクル (を回す)」のほうが適当と思います。	ご意見を踏まえ、電気事業低炭素社会協議会の発表資料(2016年2月8日)に合わせ、「PDCA サイクルを推進する」とします。

2.6 環境保全措置の検討 (p. 54~81)

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
89	54-77	表紙の次頁に、「義務や要件ではなく、何らかの拘束力を有するものではない。」と記載がある一方で、環境値などの具体的な数値の記載があります。本実務集を読んだ地方公共団体や関係者は、地域や技術の状況に関わらず、一律に記載された数値以上の環境性能が必要と考える事が予想されます。本資料は環境アセスの「実施方法」や「実施例」を紹介されるものと理解しますので、具体的な数値、特に特定の条件下でのみ達成可能な数値の記載は削除頂きたい。	ご意見のような誤解を招くことがないように、「2.6 環境保全措置の検討」の冒頭に、「ここで示す処理能力等は先進事例であり目標ではありません」と記載しています。
90	54-77	幅を持ったデータを例示される場合には、最良値のみを取り上げるのではなく、〇~〇%のように幅を持たせて記載頂きたい。また、「技術的には可能」と記載されていると、どのような場合においても達成可能であると誤認される懸念があるので、「条件によっては達成可能」と修正頂きたい。	本実務集における環境保全措置は、実行可能な範囲で最大限の環境保全措置を講じているかどうかを検討する際に参考となる先進事例を記載しており、技術的には達成可能なもののほか、運転中又は計画中の事例を記載することで幅を持たせています。さらに、必要な場合には〇~〇%といった記載をしています。技術的には可能な値には、条件により変動する旨注釈を記載しています。そのため、原文のままとします。
91	54	「2.6 環境保全措置の検討」4行目の誤字修正 “絵への “→ “への”	ご意見を踏まえ、修正します。

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
92	56, 57, 73	<p>引用される各種数値においては、その出典を明示頂きたい。 出典の明示をお願いしたい箇所例を以下に示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・56頁 最後の行：大規模な火力発電での事例では、NO_x発生濃度が80～130ppm から 40～80ppm（酸素濃度 6%）へ更に抑制されたという報告もあります。 ・57頁 表 2.6-4 に関する説明：3万kW級で15ppm（酸素濃度 15%）のタービン出口濃度を達成しています。 ・同上：燃料の希薄化により1万kW弱の出力規模で200ppm（酸素濃度 0%）のエンジン出口濃度を達成しています。 ・73頁 表 2.6-9 ※4：表中の値は、平成26年10月時点で確認できたものを含む。 	<p>ご意見を踏まえ、出典を記載します。なお、ヒアリング等により具体的な事例を基に記載した部分については、個別事業者名等の記載は控えさせていただきます。</p>
93	56	<p>（燃焼方法の工夫等）に「大規模な火力発電での事例では、NO_x発生濃度が80～130ppm から 40～80ppm（酸素濃度 6%）へ更に抑制されたという報告もあります。」と記載ありますが、極端な事例であり、大規模火力においても技術的に常に達成可能な数値ではないので、当該文章を削除頂きたい。</p>	<p>先進的な技術的動向の事例として、「報告がある」ということを明記して記載しています。技術的に常に達成可能であるという誤解が生じないように配慮して記載しており、原文のままとします。</p>
94	58	<p>（排煙の処理）に「技術的には排ガス中の硫黄分の99%程度を脱硫できます」と記載がありますが、極端な事例であり、技術的に常に達成可能な数値ではないので、当該文章を削除頂きたい。</p>	
95	58	<p>『なお、大規模な火力発電では、活性炭（活性コークス）を用いた乾式脱硫脱硝装置により脱硫脱硝を同時に行っている事例があります。脱硫効率は98%以上、脱硝効率は活性炭（活性コークス）の状態によりますが40～80%程度です。この方式は、設備の設置面積が比較的小さい、用水使用量が少なく済むなどのメリットがあります。』</p> <p>以下を追記すべき。「なお、デメリットとして、湿式脱硫装置に比べ、フッ素等の水溶性のガス化した元素を吸着しにくいデメリットがあります。」</p>	<p>ご意見を踏まえ、「湿式脱硫装置に比べ、フッ素等の水溶性のガス化した元素を吸着しにくい、活性炭が可燃性であるため高温の排ガスには適さない、副生物（硫酸又は石こう）の処理が必要となるなどのデメリットがあります。」を追記します。</p>

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
96	61	(排煙の処理)ではリークアンモニアについて記載がありますが、その前項の(燃焼装置内での処理)には記載がありません。一般的に「炉内脱硝」の方が、リークアンモニアが多いと認識しており、「リークアンモニアによる悪臭対策」等の内容を追記頂くことを要望します。	ご意見を踏まえ、追記します。
97	68	意見：これを機に別途自主アセスの実務書を整備してほしい 理由：バイオマス発電の場合、地域で供給可能なバイオマス原料の量と、FITによる採算性から求められる発電量との間に大きなギャップがあり、結果的に外材に頼っている現状が見受けられる。また、立地特性も、他の火力発電所と違って、中山間地に立地する可能性がある。戦略段階での適切な判断を促す必要がある。別途、バイオマス発電に関しての環境配慮を促す実務書が必要。	ご意見については、今後の事例の蓄積の状況も踏まえ、自主的な環境アセスメントの普及に当たって、参考とさせていただきます。
98	73	表 2.6-10 現時点で達成可能な発電設備の発電効率の※1 について、「この他、復水器の冷却温度・燃料性状・排気中の大気汚染物質濃度・運転制限などで、効率を高めることだけを目的に運転条件を設定できた場合において達成可能な性能である」と追記頂きたい。	注書きは測定条件を客観的に記載したものであるため、原文のままとします。
99	78	(8) 白煙、悪臭対策等 意見・疑問点：p.78の上から2行目には、「ここでは、2.4.2で示した「必要に応じた評価項目」に関する対策を示します。…」と書かれているが、p.37の2.4.2 必要に応じた評価項目に(8)や白煙、悪臭に関する記述が見当たらない。	2.4.2に記載した通り、定量的な予測・評価を行わなくとも、十分な環境保全措置を講じ、それを説明できる場合には、厳密な調査・予測・評価を省略することも想定されることから、「必要に応じた評価項目」以外でも、参考となる環境保全措置を記載しています。ご意見を踏まえ、「『必要に応じた評価項目』等」とします。
100	79	2.6.4(4)動物・植物・生態系の保全対策 環境変化に伴う影響だけではなく、施設の稼働に伴う硫酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質(PM2.5を含む)あるいは水銀等の影響についても記述する必要がある。また、「重要な動物の繁殖地」についての他に、「希少な種の生息が確認された場合」と「生物多様性に富む自然環境であることが明らかな場合」を加えること。	本実務集は、小規模火力発電等の特性を踏まえ、メリハリをつけた手法を示す等の趣旨であるから、ご意見については、一般的な配慮事項として記載することは困難と考えます。 「希少な種の生息が確認された場合」、「生物多様性に富む自然環境であることが明らかな場合」については、ご指摘の箇所である工事の方法等への配慮に限らないことから、ご意見を踏まえ、「2.6.4(4)動物・植物・生態系の保全対策」全体として、「重要種の生息・生育や地域を特徴づける生態系が存在する可能性がある場合には」とします。

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
101	81	発電に利用した蒸気の復水方法として冷却塔方式を採用する場合、冷却塔から大量の水滴が大気中に排出され、気温が低く湿度が高いような場合は白煙化し、気象条件によっては周辺地域の視界が悪化するため、公道を走行する自動車等に影響を及ぼすとともに、周辺住民からは大量のばい煙が排出されているのではないかと誤解されるおそれがある。このことについて、法アセスでは予測・評価を行うことから、本実務集にも同様に追記していただきたい。	白煙については、環境影響評価法に基づく参考項目となっていませんが、環境保全措置を紹介しています。
102	81	意見：緩衝緑地の確保について言及すべき。 理由：規模が小さくなる程、住民に近接した施設となる可能性がある。それだけに、緩衝緑地の存在意義は、大気浄化の意味合い以上に、大きい。しかし、工場立地法で求められている緑地面積（20～25%）がかつてのように義務付けられていないことで、その範囲内で緑地を確保したことを「ミチゲーション」として位置付けているような例がある。小規模であればあるほど、工場立地法や地元の地方公共団体が求めている緑地規制の範囲を超えて緑地を確保する場合において、それを良い取組みとして評価し、推奨してもいいのではないか。	ご意見を踏まえ、環境保全措置の例として、「緑化については、工場立地法（昭和34年法律第24号）に定める緑地面積を確保する必要があります。また、特に民家等が近接する場合には、積極的に緩衝緑地を設けることも想定されます。」と追記します。

3. 燃料転換の望ましい自主的な環境アセスメント（p. 82～86）

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
103	84	事業着手後、建設工事中や運転開始後において、環境影響評価書に従って、環境保全措置を講じます。その結果を関係法令に基づく測定や事後調査等によって確認し、 <u>事業特性や地域特性等を踏まえて、必要に応じて報告・公表することも有効です。</u> [意見内容] 関係法令に基づくモニタリング等の報告・公表が求められているように読めるが、事業特性や地域特性等を踏まえ判断すべきものであり、環境影響評価法においても求められていない。望ましい自主的な環境アセスメントの一連の対応とは切り離れた対応であることを示すため。	環境影響評価法や環境影響評価条例においても、環境影響評価後の環境配慮の充実に資するものであり、信頼性・透明性・客観性の確保等の観点から、報告書の公表を求めています。一方、環境影響評価法や環境影響評価条例においても、報告書に記載する事項は状況に応じて異なること等から、ご意見を踏まえ、「その結果を関係法令に基づく測定や事後調査等によって確認し、必要に応じ報告・公表します。」とします。

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
104	84	<p>「火力発電による主要な環境影響である CO₂ の排出等は、地球環境保全にかかわるものでもあることから、地域の住民に加え、より広範な方々から意見を聴くことも重要です。」</p> <p>意見：関係者とのコミュニケーションは、事業に伴う環境影響を受けやすい地域住民に限定すべきである。</p> <p>理由：温室効果ガスの影響という意味では、影響範囲は全地球的なものになる。具体的にどこまでか限定しないと、北海道の事業者に対して沖縄から意見が来ないとも限らないし、極論すれば、海外からも意見が来る可能性がある。事業者の負担が過大になる虞がある。</p>	<p>条例に基づく環境アセスメントを実施し、意見提出者の地域的範囲を限定せず意見聴取を行った小規模火力発電（9 事例）について調査した結果によれば、意見提出件数は 0～10 件が 7 事例、11～20 件が 2 事例、平均で 1 事例当たり 4.3 件でした。また、同種の意見をまとめて整理し、評価書において回答することも可能です。このため、地域的範囲により意見提出者を限定しない場合においても、事業者にとって過大な負担となることは想定しにくいと考えます。</p>
105	84	<p>基本的には石炭や重油などの固体・液体燃料から天然ガスに燃料転換を行う場合は、環境負荷が低減するとともに地域住民等から苦情を受けることもないと思われ、自主的な環境アセスメントを行う必要はないと考える。</p>	<p>燃料転換によって大気汚染物質や温室効果ガス等による環境負荷が低減される場合であっても、その旨を説明することは重要だと考えています。ただし、それを踏まえて柔軟に自主的な環境アセスメントの手順を検討することも想定されるため、「タービン・発電機が変わらないことや工事内容が多様であること等の燃料転換の特性も踏まえて、環境影響が確実に低減することが明らかな場合には、柔軟に自主的な環境アセスメントの手順を検討することも想定されます。」と記載しています。</p>
106	85	<p>意見：「生物多様性の主流化」に対応した環境配慮を促すこと</p> <p>理由：立地にかかわりなく、地球全体としてみて、生物多様性の確保に寄与する方向で環境保全に取り組むことを推奨し、それが社会的に評価されるであろうことを、強調していただきたい。</p>	<p>生物多様性については、「生態系」の評価の中で一定程度評価されることが考えますが、ご意見については、今後の環境アセスメントの在り方の検討の中で参考とさせていただきます。</p>
107	85	<p>3.3.1 評価項目の選定の際の留意事項</p> <p>【動植物・生態系への影響】のところに、環境変化に伴う影響だけではなく、施設の稼働に伴う硫酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質（PM2.5 を含む）あるいは水銀等の影響についても記述する必要がある。</p>	<p>火力発電から排出される大気汚染物質等による動植物への影響は、因果関係を含め評価手法が確立しておらず、一般的な配慮事項として記載することは困難と考えます。</p>

4. 環境アセスメント実施後長期間未着工の火力発電所の自主的な環境アセスメント (p. 87)

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
108	87	何故、「別途の検討を要しますが、」等検討中で曖昧な考え方で掲載されているのか。	検討会でのご議論を踏まえ、どのような場合に環境影響評価法の規定に基づく環境アセスメントを実施すべきかという検討課題があることを明らかにしつつ、これとは別に、自主的な環境アセスメントの意義や留意事項を示しているものです。
109	87	<p>『環境影響評価法第 32 条においては、評価書の公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために環境影響評価手法等を変更する必要があると認めるときは、その変更後の事業について、更に環境影響評価その他の手続を行うことができると規定されています。どのような場合にこの規定に基づく環境アセスメントを実施すべきかは別途の検討を要しますが、環境影響評価法の規定による環境アセスメント手続を再実施するに至らない場合においても、少なくとも自主的な環境アセスメントを実施することが重要です。』</p> <p>法は、事業者が環境影響評価を行うことができると書かれているため、規制を行っているものではない。よって、「実施すべきか」ではなく「実施した方が良いか」との表現の方が良い。</p> <p>また、「少なくとも、～重要」なのであるのであれば、法で規制しておくべきことであるはずなので、表現がおかしい。</p>	<p>環境影響評価法第 32 条は、環境の状況の著しい変化といった条件を客観化することは困難であること等から、再実施ができるよう規定したものであり、実施する方がよいか否かという観点ではありません。</p> <p>検討会でのご議論を踏まえ、どのような場合に環境影響評価法の規定に基づく環境アセスメントを実施すべきかという検討課題があることを明らかにしつつ、これとは別に、自主的な環境アセスメントの意義や留意事項を示しているものです。</p>
110	87	<p>環境影響評価法第 32 条第 1 項（評価書の報告後における環境影響評価その他の手続の再実施）では、事業者は手続を再実施できると規定されているため、本実務集においても主体が分かりやすいように記載いただきたい。</p> <p>具体的には、「環境影響評価法第 32 条においては、事業者は評価書の告示を行った後に～（一部略）～更に環境影響評価その他の手続を行うことができると想定されています」と下線部を追加いただきたい。</p>	ご意見を踏まえ、修正します。

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
111	87	<p>アセスメント手続を再実施するに至らない場合には、自主アセスの実施要否は地域特性等を踏まえて事業者により判断している実態にあり、具体的には、以下のとおり表現を修正いただきたい。</p> <p>「どのような場合に・・・(省略)、環境影響評価法の規定による環境アセスメント手続きを再実施するに至らない場合においても、<u>地域特性等を踏まえて自主的な環境アセスメントの実施要否を検討</u>することが重要です。・・・(省略)、適切な環境配慮や住民理解等の促進のため、<u>地域特性等を踏まえて自主的な環境アセスメントを実施</u>し、その結果を公表することが重要であり、これを通じて円滑な事業の実施にも資するものとなります。」</p>	<p>ご意見を踏まえ、「環境影響評価法の規定による環境アセスメント手続を再実施するに至らない場合においても、長期間未着工の火力発電所は、少なくとも自主的な環境アセスメントを実施することが重要です。」「適切な環境配慮や住民理解等の促進のため、少なくとも状況に応じた自主的な環境アセスメントを実施し、その結果を公表することが重要であり、これを通じて円滑な事業の実施にも資するものとなります。」とします。</p>
112	87	<p>本実務集に記載のあるとおり、環境影響評価法第32条において、事業者の判断により、方法書手続を省略することができることとなっており、自主的な環境アセスメントの手続においても事業者の判断により、方法書手続は省略できることを追記いただきたい。</p> <p>具体的には、「これを踏まえ、自主的な環境アセスメントの手続は、個別の状況に応じて事業者の判断により、方法書相当の手続又は準備書相当の手続から実施することが想定されます」と下線部を追記いただきたい。</p>	<p>本実務集は、小規模火力発電等を行う事業者が主体的に行う自主的な環境アセスメントについて記載したものであり、原則として小規模火力発電等を行う事業者が主語であることから、すべて省略しているため、原文のままとします。</p>

5. おわりに (p. 88)

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
113	88	<p>「本実務集を基に、…小規模火力発電等に関わるすべての主体が参加して自主的な環境アセスメントが実施され、小規模火力発電等における適切な環境配慮と住民理解等が促進されることが期待されます。」</p> <p>意見：上記表現を削除する。</p> <p>理由：「が期待されます」という表現を環境省が使うと、地方公共団体等の担当者としては、「期待されているから、しなくてはならない」と誤解する可能性がある。</p>	<p>本実務集は、小規模火力発電等における適切な環境配慮と住民理解等が促進されることを期待して作成しているものであり、その趣旨を明らかにしておくことは重要と考えています。ご意見については、今後、実務集を地方公共団体等に説明していく際に、誤解が生じることがないように留意すべく、参考とさせていただきます。</p>

番号	修正後の頁	意見の要旨	意見に対する考え方
114	88	<p>『また、環境省では、本実務集を事業者向けセミナーや地方公共団体の担当者会議等を通じ、周知していくとともに、引き続き、小規模火力発電等の計画状況・自主的な環境アセスメントの実施状況の把握や、温暖化対策に関する毎年度の進捗状況の評価を踏まえ、今後の動向を見定めながら、必要に応じて施策の見直し等について検討していきます。』</p> <p>アセス条例を定めていない自治体に対し、規制を^{しょうよう}懲憑することを一義としていくべき。</p>	<p>環境影響評価条例は、地方自治の一環として地域の実情に応じて定めるものであり、国から一律に懲憑すべきものではないと考えます。</p>